

新潟市学校給食共同購入一般物資納入業者選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が設置する幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校で提供する給食用物資のうち共同購入一般物資にかかる納入業者の選定方法について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同購入一般物資 新潟市学校給食用物資調達要綱第2条第4号で規定する一般物資のうち、同要綱第2条第5号で規定する共同購入を行う物資のことをいう。
- (2) 学期選定物資 共同購入一般物資のうち、学期ごとに年2回、1次選定として業者の提案商品を選定し、その後月ごとに2次選定として「価格」と「産地」の評価により決定する物資のことをいう。
- (3) 月選定物資 共同購入一般物資のうち月ごとに選定する物資のことをいう。

(物資の選定基準)

第3条 物資の選定にあたっては、別に定める新潟市学校給食物資選定基準、新潟市学校給食共同購入物資選定基準及びその都度定める特記仕様を満たすものとする。

(納入業者選定要件)

第4条 納入業者の選定にあたっては、新潟市学校給食用物資納入業者登録制度実施要綱の別表第1に掲げる「Ⅱ共同購入物資 N (一般物資)」に登録のある業者から選定する。

(選定委員会)

第5条 共同購入一般物資について良質な物資を適正に選定するため新潟市学校給食共同購入物資納入業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、学期選定物資と月選定物資の業者選定を行う。学期選定物資の月ごとの2次選定において、第6条の選定方法で決まらなかった場合のくじ引きについては事務局が行うものとする。
- 3 選定委員会の委員は、保健給食課長が新潟市立学校の栄養教諭、学校栄養職員及び栄養士から1回の開催につき4名以上選任するものとする。
- 4 選定委員会は、3名以上の委員の出席により開くことができるものとする。
- 5 選定委員会に委員長を置き、委員長は選定委員会の運営・進行について事務局と協力し統括

する。

6 委員長の選出は、選定委員会当日の出席委員の互選による。

7 選定委員会の事務局は、保健給食課に置く。

(納入業者の選定)

第6条 共同購入物資を納入する業者の選定は、次のとおり行うものとする。

(1) 学期選定物資

ア 学期ごとに保健給食課が指定する期日までに提案のあった物資について、1次選定において、選定委員会が一定の評価基準を満たすと判断した物資を提案した業者すべてを選定し、その後の月ごとの2次選定において、「価格」と「産地」の合計点が最も高い業者を1者選定する。

イ 2次選定において複数の業者で「価格」と「産地」の合計点が同点だった場合は、選定業者は1次選定における評価点の高い業者とする。

ウ 1次選定においては1の納入業者につき1品のみ提案を求める。

エ 2次選定においては1次選定で選定された業者に対し、1次選定時に提案のあった物資についての見積書の提出を求める。

(2) 月選定物資 保健給食課が指定する期日までに業者より提案された物資の現物と見積りをもとに、選定委員会で1者選定する。

(業者提案物資の評価基準)

第7条 選定委員会における評価基準は以下のとおりとする。

(1) 学期選定物資（1次選定） 各委員は別表第1-1に示す項目についてそれぞれ評価し、すべての項目で委員の平均点が5点を上回った場合は、当該物資を提案した業者すべてを選定する。

(2) 学期選定物資（2次選定） 提案された物資について別表第1-2に示す項目を評価し、それぞれの項目の合計点が最も高い業者を1者選定する。

(3) 月選定物資 各委員は別表第2に示す項目について総合的に評価し、各委員の評価の合計点の最も高い物資を提案した業者を1者選定する。

2 「価格」と「産地」の評価方法は、原則として別表第3のとおりとする。

(選定結果の公表)

第8条 選定委員会における選定結果については、公表するとともに、商品を提案した業者に通知する。

附則

この要綱は、令和6年12月13日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年12月17日から施行する。

別表第1-1（第7条関係）

評価項目	評価内容	基本配点
見た目・形状・ 包装状態	・見た目や形状に問題はないか ・包装状態が良いか ・個包装の物は低学年児童も開封しやすいか	10点
味・食感	・味・食感の良さ ・児童生徒の味覚に合うか、食べやすい物か	10点
その他	・献立に合う物か ・アレルギー、添加物の使用が少ないか など	10点

※物資ごとに定める特記仕様によっては、配点等はこれによらない場合がある。この場合、提案業者にその内容をあらかじめ通知しなければならない。

※見た目・形状・包装状態で合計点が0点となった提案物資については、選定の対象としない。

別表第1-2（第7条関係）

評価項目	評価内容	基本配点
価格	・価格の低さ	20点
産地	・市内産、県内産、国産、海外産の順に高評価	20点

別表第2（第7条関係）

評価項目	評価内容	基本配点
価格	・価格の低さ	20点
産地	・市内産、県内産、国産、海外産の順に高評価	20点
見た目・形状・ 包装状態	・見た目や形状に問題はないか ・包装状態が良いか ・個包装の物は低学年児童も開封しやすいか	10点
味・食感	・味・食感の良さ ・児童生徒の味覚に合うか、食べやすい物か	10点
その他	・献立に合う物か ・アレルギー、添加物の使用が少ないか など	10点

※物資ごとに定める特記仕様によっては、配点等はこれによらない場合がある。この場合、提案業者にその内容をあらかじめ通知しなければならない。

※見た目・形状・包装状態で合計点が0点となった提案物資については、選定の対象としない。

別表第3（第7条関係）

価格と産地の評価方法
<p>【価格の評価】</p> <p>各業者が提示した単価を最低値で除した額を最低値比率とし、基本配点20点を最低値比率を3乗した値で除した数を各業者の価格の点数とする。小数点以下は四捨五入し整数の点とする。</p> <p>【産地の評価】</p> <p>市内産を20点、県内産を18点、国産を14点、海外産を6点とする。</p> <p>※特定の品目において、配点を変更した場合は、同じ割合で評価点を変更する。その際、小数点以下は四捨五入し整数の点とする。</p>

※物資ごとに定める特記仕様によっては、評価点はこれによらない場合がある。この場合、提案業者にその内容をあらかじめ通知しなければならない。